

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	五十波地区(五十波集落)	令和3年12月1日	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	21.98 ha	
①人・農地プランの耕地面積	8.53 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.01 ha	82.2 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	4.89 ha	57.3 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.13 ha	24.9 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.65 ha	7.6 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.48 ha	17.4 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.52 ha	17.8 %
⑥地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.50 ha	5.9 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

注1:④⑤の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑦の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・アンケート結果では、70歳以上の所有者は区域面積の25%の農地を有しているに過ぎないが、全世代では区域面積の約62%(5.3ha)が後継者が不明・未定の農地となっており、集落の農地・農業を守れるか不安がある。
 ・地域内に中心となる経営体がなく、主に集落内の個々の農業者が耕作をしている。耕作できなくなった場合、あるいは離農した場合に、どのようにするか集落全体で考える必要がある。
 ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・現状では中心となる経営体がないため、地域の農家を中心に話し合いながら農地を守っている。
 ・土地利用型農業で水稻、黒大豆等を中心とした作付けを行う。
 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、集落・担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
 ・当面の間は、農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、多面的活動等の事業を活用しながら共同で行うように努める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年11月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就			0 ha	いちご	0.5 ha	
その他		水稲・黒大豆	2.7 ha	水稲・黒大豆	2.7 ha	
その他		水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	
計	経営体		3.6 ha		4.1 ha	

(令和4年度就農予定)

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、41筆 52,438㎡となっている。 作業の効率化と集落内の農地の保全を図るため、集落内で定期的な話し合いを行い地域の担い手への集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 当面は耕作を希望する所有者が多く、営農の継続が困難となった場合にスムーズに地域の担い手に耕作を引き継げるよう集落で検討を進めていく。農地バンクの活用については、今後検討していくこととする。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 地域の中に防護柵がなく、黒大豆等への鳥獣被害が深刻である。箱わなの設置等を検討し、地域の農地を守って生きたい。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 多面的活動事業などを活用して地域ぐるみでの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。中心となる経営体ができただけの場合には、保全活動への参加について経営体と協議する。</p>